

「手元供養協会」会則

(名称)

第1条 この会は、NPO手元供養協会という。

(事務所)

第2条 この会は、本部を京都とし、東北支部を岩手、関東支部を東京、関西支部を大阪に置く。

(目的)

この会は、故人を身近に感じながら心のこもった供養をする「手元供養」(焼骨を自宅等で保管し、慰霊の場を身近に置いて故人を偲ぶ方法)を、広く市民に知っていただくための啓蒙活動を健全に行う、営利を目的としない民間組織として設立された。

「手元供養」の考え方が、「お墓」や「散骨」などの葬法と共に、葬送の一つのスタイルとして広く普及・定着し、日本の新しい供養文化の発展に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動をボランティアで行う。

1. 「手元供養」という新しい葬送文化の普及啓蒙活動。
(一般からの悩み相談対応・指導・コンサルティングなど)
2. 「手元供養」の倫理綱領(手元供養ガイドライン)の策定及び実践。
3. 「葬送」に関する研修・勉強会の開催。
4. 啓蒙活動に伴うイベントの開催。
5. 「手元供養」賛同者(個人および団体)に対する情報提供。
6. 全各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な活動。

(会員)

第4条 この会の会員は、次のとおりとする

1. 正会員 本会の趣旨に賛同し、協会の啓蒙活動にボランティアで参加する個人。
(一般会員で1年以上の実績があり、協会が認定した個人)
2. 一般会員 本会の趣旨に賛同する個人。
3. 法人会員 本会の趣旨に賛同し、協会の啓蒙活動に協力していただける団体・法人。
4. 公認支援団体 本会の趣旨に賛同し、協会の啓蒙活動を支援していただける団体・法人会員(実績1年以上)で、協会が公認した手元供養品や葬送サービスを提供する団体・法人。

(入会及び会費)

第5条 本会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2. 団体・法人会員にあつては、団体・法人の代表者として本会に対して、その権利を行使する1人の者(以下「会員代表者」という。)を定め、会長に届け出なければならない。
3. 会員は、本会の運営及び事業の実施に要する経費を負担するため、付則の定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(退会)

第6条 会員が本会を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

2. 会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 禁治産又は準禁治産の宣言を受けたとき。
 - (2) 死亡し又は失踪宣言を受けたとき。
 - (3) 法人が解散し又は破産したとき。
 - (4) 会費を納入せず、督促後なお会費を1ヶ月以上納入しないとき。

(勧告、除名)

第7条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を得て、これを勧告、除名することができる。

- (1) 本会の会則、規則又は総会の決定事項(協会ガイドライン)に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
2. 前項の規定により会員を勧告或いは除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、勧告、除名の決議をおこなう理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員の責務)

第8条 会員は、法律・法令を遵守し、倫理を守るとともに、「手元供養の啓蒙活動」に対し、誠実、かつ適正に行動しなければならない。

(財政)

第9条 この会の財政は、会員の会費収入および、寄付、啓蒙・普及活動に伴う収入をもって充てる。

(抛出金品等の不返還)

第10条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品等は、返還しない。

(役員および役員の任務)

第11条 この会には、会長、副会長、会計、会計監査及び事務局長を置く。

- (1) 会長は、会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理または代行する。
- (3) 会計は、会の財政を統括する。
- (4) 会計監査は、会の会計を監査する。
- (5) 事務局長は、会務を運営する。

(役員及び理事の任期)

第12条 役員及び理事の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員及び理事の選任)

第13条 この会の役員は、正会員の中から総会において選任する。

(総会、理事会及び運営会議)

第14条 総会は、事業年度終了後、理事会、運営会議は必要に応じ開催する。

(会計年度)

第15条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び予算)

第16条 事業計画及び予算は、総会において決定し、事業実施計画及び予算執行については、役員会において策定し、実施するものとする。

(事業報告及び決算)

第17条 事業報告及び決算は、総会において報告し、承認を得るものとする。

(その他)

第18条 この会則に定めるもののほか、会の運営に必要な事項は、その後の最初の総会で承認を受ける。

【付則】

1. この規則は、この会の設立の平成27年4月1日から施行する。
2. この会の平成27年度の役員は、次に掲げる者とする。
顧問 八木澤 壮一（東京電気大学名誉教授、前共立女子大学教授）（協会運営アドバイス）
会長 山崎 譲二（(有)博國屋 代表取締役）（協会事務局代表、会計担当兼務）
副会長 増田 進弘（(株)ウイルライフ 代表取締役）
理事 野澤 司（(株)エターナル・ジャパン代表取締役）（協会東京事務所 代表）
理事 尾形 邦明（(株)ホウジョウ 代表取締役）（協会会報担当、会計監査担当）
理事 廣本 勝己 創和堂代表（協会ホームページ担当）
3. 入会金及び年会費は、次に掲げる額とする。
入会金は、一般会員1,000円（入会年度の年会費を含む） 法人会員50,000円
年会費は、正会員5,000円 一般会員3,000円 法人会員20,000円
※公認支援団体は、法人会員であるので別途の入会金・年会費は発生しない。
4. この会は、本部を京都府京都市中京区寺町通竹屋町通下ル久遠院前町 669-1 サアートビル4f（有）博國屋内に、東北支部を岩手県遠野市青笹町青笹 13-8-8 興福舎内、関東支部を東京都墨田区立川 3-6-15-802（株）エターナルジャパン内、関西支部を大阪府松原市上田 6丁目 9-23(株)ホウジョウに置く。

【細則】平成20年9月10日より施行

項目	内容	法人会員（公認支援団体）
正会員の選任	役員会にて、一般会員の中から、ボランティア活動など1年間以上の実績を総合的に評価して正会員に推薦、登用する	
公認支援団体の選任	役員会にて、法人会員の中から、ボランティア活動など1年間以上の実績を総合的に評価して公認支援団体に推薦、登用する	
役員及び理事の選任（第13条）	正会員の中から総会にて選任	法人会員は投票権を持たない
総会、理事会及び運営会議（第14条）	総会（正会員のみ決議権有り）及び理事会（役員のみ）、運営会議（役員のみ。議題により法人会員も要請により参加）	運営委員会に於いて、法人会員は、会長の要請によりオブザーバーとして参加できる。
総会への参加資格（会則に新条項として新設）	正会員および一般会員（決議権を持たない）のみ。 法人会員はオブザーバーとして参加できる。	運営委員会に於いて、法人会員は、会長の要請によりオブザーバーとして参加できる。
事業計画及び予算（第16条）	役員会で策定。総会で承認。	参加できない。報告を受ける
事業報告及び決算（第17条）	役員会で策定。総会で承認。	参加できない。報告を受ける
協会活動ガイドライン（協会細則として新設）	法人会員含め会員全員遵守義務を負う	遵守義務を負う
協会事業への協力	公認支援団体及び正会員全員は、ボランティアでの協力義務を負う。 （個別の諸般事情で協力できない場合は、会長の承認を得る）	法人会員含め会員全員ボランティアでの協力義務を負う。 （個別事業において諸般の事情で協力できない場合は、会長の承認を得る）
協会イベントへの参加及び、賛助金、分担金の協力	一般会員及び法人会員は、協会イベントにボランティアスタッフとして参加できる。 公認支援団体のイベント出展参加には、応分の賛助金を負担する。	手元供養品の展示等を依頼された公認支援団体は、展示協力を行うほか、イベント開催に伴う開催費用の分担金を負担する。
協会公式対外文書への会員名の明記	会員名簿を作成し協会事務所にて保管する。対外公表は役員、及び公認支援団体までとする。	
ホームページへの掲載権利（協会細則として新設）	ホームページへの固有名詞の掲載は役員、及び公認支援団体とする。	営利目的とならないよう配慮する。
協会ロゴの使用権利	正会員及び公認支援団体は協会ロゴの使用権利を持つ。 一般会員で協会ロゴの使用を希望するものは、会長に申請し役員会にて審査決定する。	

【手元供養協会活動ガイドライン】

協会の会員は以下の項目を遵守する。

＜個人および団体としての姿勢＞

- (1) 近年の葬送事情を理解し、「手元供養」の意味と必要性を十分に理解し、高い倫理観を持って責任ある行動する。
- (2) 「手元供養」が身近な供養方法として、日本の新しい葬送のかたちとして定着していくことを心から望み、その純粋な啓蒙活動をボランティアで実践する。
- (3) 手元供養を提案するにあたり、相手の気持ち・考え方を尊重し、無理にはお奨めしない。
- (4) 手元供養協会を、個々のビジネス(営利目的)行為に利用しない。
- (5) 会員相互の信頼関係を基に、何事にも誠実に対応し、心を一にして力を合わせて協会活動を行う。

＜公認支援団体の姿勢＞

- (1) 公認支援団体とは、法人会員として1年以上のボランティア活動実績があり、協会が認定した団体であること。
- (2) 企業としての基盤を確立し、独自で開発或いはプロデュースした品質の高い手元供養品を提案する。
(国内外の高い技術を扱うことを含む)
- (3) 今後、類似した形状(素材や制作方法を含む)や機能を有する手元供養品の開発を行わない。
(但し、事前に各会員間にて同意をした新しい手元供養品は、省く。)
協会内外で模倣品が発覚した場合は、協会として厳しく警告する。
- (4) 依頼者がかかえる葬送に関する様々な悩みや相談(解決しなければならない諸問題)があった場合は、誠意をもって対応し解決への協力を惜しまない。
- (5) 依頼者にとって最善の手元供養品をご案内するために、適切な情報を公正に提供する。
- (6) 納入した手元供養品は、その性格上、高い品質保証を求められるが、なにか問題が起きた場合は、各社誠意を持って対処する。
- (7) 分骨納骨型手元供養品を扱う場合は、単なる物品販売とは一線を画する理念をもって対応する。
- (8) 遺骨加工型手元供養品を扱う場合は、お預かりした遺骨の厳重な管理はもとより、遺骨を長期間預かる場合は、「遺骨お預かり書」を発行するなど、依頼者の不安を払拭するケアを必ず行う。
依頼者が余った遺骨の返却を希望しない場合、法律に抵触しない方法で適切に対処する。

以上